

# 定 款

昭和36年12月22日改正  
昭和39年12月21日改正  
昭和49年12月21日改正  
昭和57年 7月29日改正  
昭和60年 7月26日改正  
昭和63年 7月22日改正  
平成 2年 6月28日改正  
平成 3年 6月27日改正  
平成 6年 6月29日改正  
平成10年 6月26日改定  
平成12年 6月29日改定  
平成13年10月 1日改定  
平成14年 6月27日改定  
平成15年 6月27日改定  
平成16年 6月29日改定  
平成18年 6月29日改定  
平成20年 6月27日改定  
平成21年 6月26日改定  
平成22年 1月 6日改定  
平成27年 6月25日改定  
平成28年 6月24日改定  
平成28年10月 2日改定  
2022年 6月23日改定

株式  
会社

中 央 製 作 所

# 定 款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 当社は、株式会社中央製作所と称し、本店を名古屋市に置く。
- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 各種整流機器その他電気機器の製造並びに販売
  2. 各種機械器具装置の製造並びに販売
  3. 化学工業薬品、毒物、劇物の製造並びに販売
  4. 各種電子機器装置の製造並びに販売
  5. 各種公害防止機器装置の製造並びに販売
  6. 金属表面処理加工
  7. 前各号に関連する一切の業務
- 第 3 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
  2. 監査等委員会
  3. 会計監査人
- 第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、中部経済新聞に掲載して公告する。

## 第 2 章 株式および株主

- 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、300万株とする。
- 第 6 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
- 第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。
- 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第189条第2号各号に掲げる権利
  2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  4. 次条に定める請求をする権利
- 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。
- 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

## 第 3 章 株 主 総 会

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する
- 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
- 第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に差支えのあるときは、他の取締役がこれに当る。
- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
- 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。  
当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

- 第19条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内を置く。  
当社に監査等委員である取締役5名以内を置く。  
取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。  
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、社長に差支えのあるときは他の取締役が招集する。  
取締役会の招集は、会日から3日前に各取締役に通知を発するものとする。ただし、緊急のときにはこれを短縮することができる。  
取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- 第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の内から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を置くことができる。
- 第24条 取締役会は、その決議によって、前条の取締役の内から代表取締役を選定する。

- 第25条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当り、社長に差支えのあるときは他の取締役がこれに当る。
- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  
当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
- 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。
- 第29条 当会社は、必要に応じて取締役会の決議によって相談役および顧問を置く。
- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
- 第31条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規則による。

## 第 5 章 監査等委員会

- 第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
- 第33条 監査等委員会の招集は、会日から3日前に各監査等委員に通知を発するものとする。ただし、緊急のときにはこれを短縮することができる。  
監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
- 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。
- 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会が定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計 算

- 第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第39条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
- 第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 当社は、第115回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 2022年9月1日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、2023年3月1日、もしくは2023年2月末日までに開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

2022年6月23日

名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

株式会社 中央製作所

代表取締役社長 後藤 邦之

原本と相違ありません。